

インターネットによる受験申込み(電子申請)について

1 はじめに

危険物取扱者試験及び消防設備士試験の受験申込みが本年4月1日からインターネットでできます。

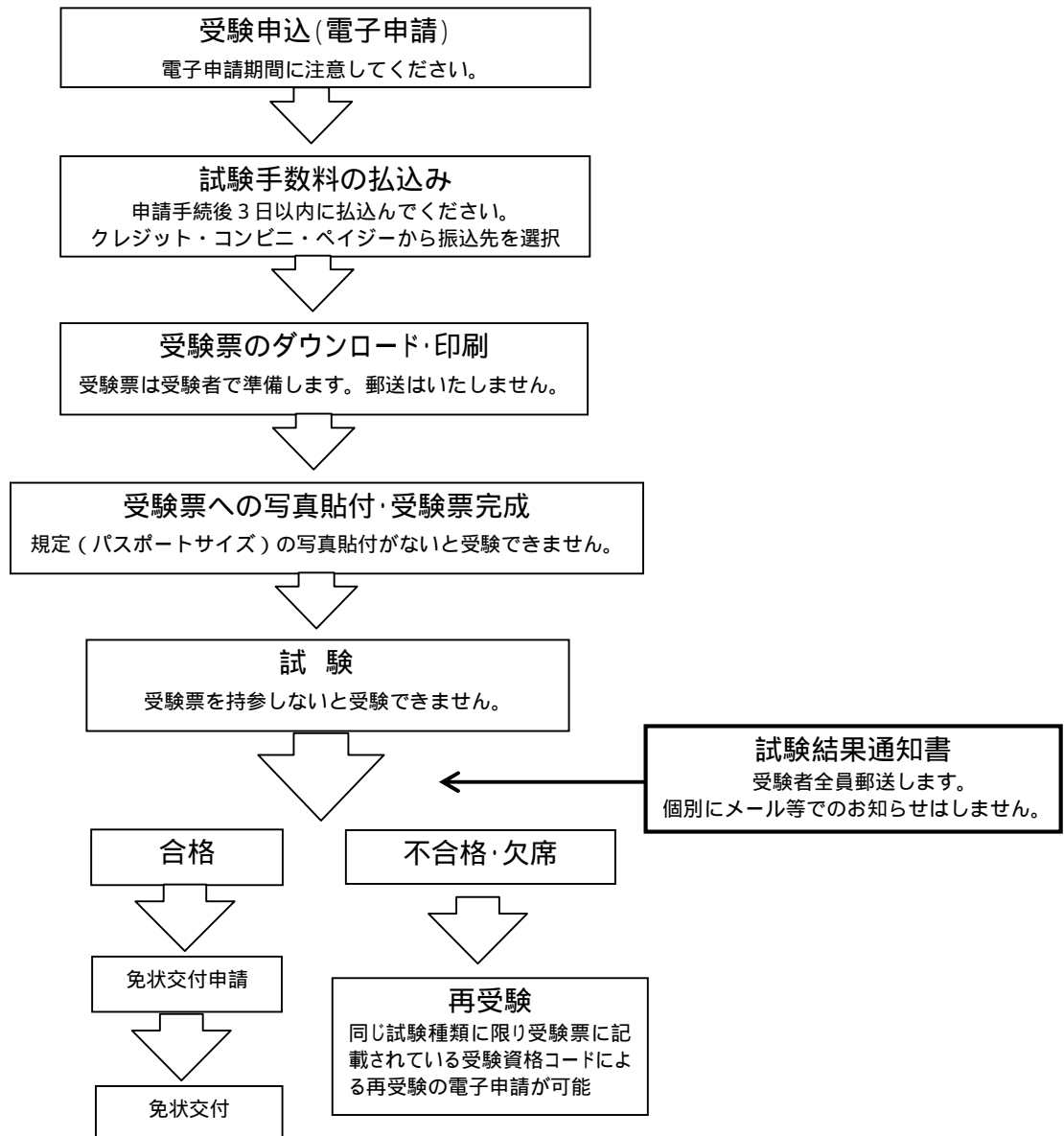
このインターネットによる電子申請は、受付期間内の24時間の申請受付、試験手数料の払込みが自宅のパソコンからできます。

また、電子申請者に対しては、電子メールで受験に関する情報提供等を行うこととしているため、便利になります。

危険物取扱者試験及び消防設備士試験を受験される多くの方々が、この電子申請を活用していただけるよう期待しております。

2 電子申請の流れ

電子申請の簡単な流れは次のとおりです。



3 電子申請をするための条件

次の条件に該当する方が対象となります。

- (1) 1日に1種類のみ¹の試験(電子申請ができる試験は限られています。)を受験される方
- (2) インターネットに接続できるパソコンがあり、プリンターで印刷することができる方
- (3) 電子メールアドレスについて
 - ア 電子申請後に、当センターから受験票のダウンロード用のメールや試験に関する重要なメールを送信しますので、そのメールを受信することができる方
 - イ 携帯電話やフリーメール等のアドレスは利用できません。
- (4) 既に免状の交付を受けている場合は、免状の記載事項に変更がない方

4 電子申請できる試験種類

電子申請の対象となる試験種別及び科目免除等は、次のとおりです。

危険物取扱者試験

電子申請できる試験の種類	電子申請できる方	試験科目の免除の有無
甲種	乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方で、 第1類又は第6類 第2類又は第4類 第3類 第5類 ～ の4種類以上の交付を受けている方。	免除はありません。
乙種	どなたでも申請できます。 受験資格は必要ありません。 1	乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方は、試験科目の一部が免除になります。
丙種	どなたでも申請できます。 受験資格は必要ありません。 2	免除はありません。

1:火薬免状による科目免除を希望される方は、平成22年4月1日以降に書面で受験申請し、受験票の交付を受けた方以外の方は、電子申請はできません。

2:消防団員の資格による科目免除を希望される方は、平成22年4月1日以降に書面で受験申請し、受験票の交付を受けた方以外の方は、電子申請はできません。

消防設備士試験

電子申請ができる試験の種類	電子申請できる方	試験科目の免除の有無
甲種特類	甲種消防設備士免状の交付を受けている方で、第1類～第3類のうちいずれかを有し、かつ、甲種第4類及び甲種第5類の免状の交付を受けている方	免除はありません。
甲種	甲種消防設備士免状の交付を受けている方 3	甲種消防設備士免状の交付を受けている方は、申請により試験科目の一部が免除になります。

乙種	受験資格は必要ありません。 どなたでも申請できます。 3	消防設備士免状の交付を受けている方は、申請により試験科目の一部が免除になります。
----	------------------------------------	--

3:電気工事士や電気主任技術者等の資格による科目免除を希望される方は、平成22年4月1日以降に書面で受験申請し、受験票の交付を受けた方以外の方は、電子申請はできません。

5 電子申請の際の試験手数料の払込みについて

- (1) 試験手数料の払込方法は、次の3つのうちから1つを選択できます。
 なお、電子申請の場合、試験手数料を払込む際の銀行等の手数料は無料となります。
 - ア ペイジー (Pay-easy) 決済
 情報リンク方式(即時決済)、又はオンライン方式(払込番号付与方式)
 - イ コンビニエンスストア決済(払込番号付与方式)
 セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルK・サンクス、セイコーマート
 - ウ クレジットカード決済(即時決済)
 VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース
 注意 クレジットカード決済の場合は、分割払いはできません。すべて一括払いとなります。
- (2) 試験手数料の払込期限について
 上記(1)で試験手数料の払込みをペイジー (Pay-easy) のオンライン方式による決済、又はコンビニエンスストア決済を選択した場合には、払込期限が設定されますので当該期限までに試験手数料を払込んでください。
 なお、払込みに要する期間は電子申請をしてから3日間です。
- (3) 試験手数料を払込む際のコンビニエンスストア等の手数料は、無料となります。

6 再受験の電子申請について

平成22年4月1日以降に、電子申請した方又は書面で申請した方も、合格した試験種類を除き、受験票、又は試験結果通知書に印字された「資格判定コード」を利用して、同種類の試験の再受験の電子申請をすることができます。
 ただし、同一試験日に電子申請できる再受験の申請は、1種類のみとなります。

7 団体受験の電子申請について

学校、企業等団体の受験者が、グループで同一試験日に同一試験会場で受験することを希望される場合、団体受験として電子申請することができます。

- (1) 学校、企業等の団体代表者の方へ
 - ア 団体の登録について
 団体の受験希望者の利便性を図るため、受験者が団体受験を希望される場合、団体の代表者は、当該試験地の支部において団体登録を受けてください。
 - イ 団体代表者による事前登録
 団体代表者は、支部において「団体コード」「団体確認キー」「団体代表者キー」の発行を受けた後に、「団体代表者向けページ」から、団体登録を行ってください。
 団体受験の申請は、代表者が団体登録を行わなければできません。
- (2) 学校、企業等の受験希望者が電子申請をされる場合
 - ア 団体受験で電子申請する
 団体受験で電子申請される方は、団体の代表者からの「団体コード」と「団体確認キー」の情報取得して、電子申請を行ってください。
 - イ 団体受験の一括入力、一括払込について
 団体受験の入力は、この「団体コード」と「団体確認キー」を利用して、受験者個人が入力して申請するものです。

なお、団体受験者を一括しての入力及び試験手数料の一括払込はできません。

8 電子申請の受付期間について

試験日及び電子申請の受付期間等は、各試験の「試験日程(全国一覧)」に記載しています。

なお、電子申請の受付は、書面申請の受付開始日の3日前の午前9時00分から開始し、締切日は書面申請の締切日の3日前の午後5時00分までとなります。これまでの書面による受験願書の受付期間より早く締切りとなりますので、注意してください。

なお、受付期間中は24時間(毎月第2火曜日の午前1時30分から午前5時00分までのシステムメンテナンスの時間帯を除く。)電子申請できます。

9 複数受験について

平成22年度については、電子申請による複数受験の申請は受付けておりません。

電子申請では、あくまでも一日に一種類の試験を受験される方を対象としています。複数受験を希望される方は、これまでと同様に書面による願書申請をお願いいたします。

したがって、同日併願を希望される方も、書面による願書申請をお願いいたします。

10 おわりに

電子申請に関する詳しいことは、当センターのホームページに利用方法や電子申請に関するQ & Aを掲載する予定ですのでご覧ください。

当センターでは、今後、電子申請者の方々がより便利にご利用いただけるよう取組んでまいります。